

備えていますか？ ペットの災害対策

～飼い主の備えと避難所ペット管理ガイド～



平成27（2015）年3月
川崎市

1	はじめに	1
2	同行避難について	2
3	飼い主がやるべきこと	3
4	避難所の対応	5
5	避難所でペットと飼い主を受け入れる場合の対応	7
6	災害発生時の川崎市の対応	27
7	様式集	30

1 はじめに

川崎市における飼い犬登録数は平成15年度には約4万頭でしたが、平成25年度には、約6万頭の犬が登録されており、年々増加傾向にあります。猫についても同数程度飼育されていると推計されます。これは、ペット飼育の可能な集合住宅が増加してきていることや、家族の一員としてペットを飼育する世帯が増加してきていることなど、飼育環境意識の変化によるものと考えられます。

このように市民の生活様式や価値観が変化し、ペットを取り巻く環境も様変わりしている中、大規模な地震などの緊急災害時のペット対策をどのように講ずるかは、被災ペットの保護の観点からのみではなく、飼い主への支援及び行き場がなく放されてしまったペットによる衛生状況の悪化や人に加える危害などの衛生面や安全面からも重要な課題となっています。

平成25年6月に環境省から示された「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」では、飼い主は災害時に避難するときに、できるかぎりペットと一緒に避難する『同行避難』を行うことを心がけることとされています。しかし、地震などの災害時に住むところを失った人が避難する避難所において、ペット等の動物を受け入れる体制が十分整っているとは言えないのが実情です。

飼い主側の備えと、災害発生直後から様々な課題に直面すると考えられる避難所において、ペットの受入れに係る参考資料として、本ガイドを作成しました。各避難所において運営マニュアルの作成等にあたり、御活用いただければ幸いです。

同行避難とは・・・災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではない。
(環境省「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」より)

2 同行避難について

川崎市総務局危機管理室が作成した「避難所運営マニュアル～地震災害対策編～」では、『「避難所」は、災害時に、被災者に安全と安心の場を提供することを目的として、同時に避難者自らがお互い励ましあい、助け合いながら生活再建に向けての次の一步を踏み出す場を創出することを目的とした施設』と位置付けられています。

災害発生時、被災するのは人間だけではありません。飼育しているペットが飼い主の管理下から離れてしまうと、逃走・徘徊などの事態も考えられます。その場合、ペットの種類にもよりますが、衛生面や安全面での問題が発生してしまいます。人命が最優先の状況で、まず飼い主自身の安全を確保することが大前提ですが、ペットの飼い主である避難者は、できる限り、飼育しているペットを、自宅に置き去りにしないことが大切です。

しかし、過去の災害では、ペットを連れているという理由によって、避難所に宿泊せずに野外生活をされた方、半壊の家屋に留まった方や車中泊をされた方が二次災害に遭ったり、災害関連死に遭うというケースも存在しています。

このようなことを避けるために、飼い主は平常時からペット用の避難用品を準備し、避難所生活に備えてしつけを行う等、ペットとの同行避難を行うための準備が必要です。ペットをキャリーバッグやケージに慣らしておくこと、人に慣らすこと、決められた場所で排泄ができるようにしておくことといった、適切なしつけは避難所等における他の避難者への迷惑防止になるとともに、ペット自身のストレス軽減にもなります。

また、避難所運営会議においては「ペットを連れての避難を希望する避難者」を想定して、避難所の受入れ条件や管理方法を平常時から検討しておくなど、同行避難してきたペットを混乱なく受け入れることができるよう、あらかじめ御検討くださいますようお願いいたします。

なお、盲導犬、介助犬、聴導犬は法律で公共施設等不特定多数の者が使用する施設に同伴できるとされており、居室への同伴が必要になりますので、避難所での受入れ態勢を整えておく必要があります。

3 飼い主がやるべきこと

災害発生時には人だけでなくペットも危険にさらされます。ペットを守るのは飼い主のみなさんです。また、ペットによる問題は、その責任の全てが飼い主にあるため、他の避難者の迷惑にならないように努めなくてはなりません。

日頃からペットのしつけや健康管理を適切に行い、災害時に備えましょう。

「5 ペットとの避難のポイント ～避難所を中心に～」も併せて御参照ください。

1 平常時対策

1 日常のしつけと健康管理

避難所においては、ペットは家庭とは異なった環境での生活を余儀なくされます。室内で放して飼う、人と同じ居住空間で飼うといったことは難しいことが想定されます。災害に備え、しつけや健康管理等を適切に行いましょう。

■ しつけ

緊急時に安全に避難できるよう、また、避難所で生活できるように基本的なしつけをしておきましょう。

- ーキャリーバッグ、ケージ内での生活に慣らす。
- ーペットシートや猫砂などケージ内でのトイレに慣らす。
- ー人や他の動物に対して攻撃的にならないように、幼少期から社会に慣れさせる（社会化）。
- ー犬は、「まて（すわれ・ふせ）」「来い」などが出来るようにする。

■ 健康管理

避難所では普段通りの診察は受けられない可能性があります。感染症予防、持病対策をしておきましょう。

- ー日常の感染症予防としてワクチンやノミ・ダニ駆除の実施する。
- ー病気と常備薬、療法食の確認・記録をしておく。

■ 飼い主の明示

ペットと離れたときにも、飼い主がわかるようにしましょう。

- ー明示方法として、鑑札や狂犬病予防注射済票（犬の場合）、マイクロチップ、迷子札、脚環（鳥の場合）など。

2 避難経路の確認

身近な避難所がどこか、避難所で同行避難が受け入れられているか、災害時にどのようにたどりつくのか日頃から検討しておきましょう。

- ◇ 避難所までの安全な避難経路・避難方法の想定

3 ペットの防災用品の準備

避難所にはペットのための備蓄食糧は用意されてません。

救援物資が遅れることも想定し、備えておきましょう。

防災用品の例

- ◇ 食餌及び水（最低5日、できれば7日分）
- ◇ 常備薬
- ◇ トイレ用品
- ◇ キャリーバッグ・ケージ・首輪・鎖や十分な強度のリード
- ◇ ペットの写真（飼い主と一緒に写っているもの）
- ◇ ビニールシートや段ボール・毛布など避難先であるとよいもの

4 預け先の確保

避難所に同行避難が出来ない場合や避難所生活が困難になった際に預かってくれる方や場所（親戚や知人宅）を確保しておきましょう。

飼い主同士で日頃から話し合い、被災の程度が軽かった飼い主の家に一時的にペットを置かせてもらうなどの方法を検討してもよいでしょう。

2 災害時対策

1 安全の確保と避難

人とペットの安全確保をし、必要に応じて同行避難しましょう。

- ◇ 飼い主とペットの安全の確保と避難を行うかの判断
- ◇ 避難中の二次災害防止（ガラス片や落下物など）
- ◇ 防災用品の持ち出し

2 避難所でのペットの飼育

避難所で定められたルールを守り、飼い主自身の責任で飼育しましょう。

- ◇ 避難所ルールの遵守
- ◇ トイレや鳴き声などが迷惑にならないように飼育
- ◇ 飼育場所などの衛生的な管理
- ◇ 必要な物資等の調整

4 避難所の対応

災害発生直後から、避難所にペットを連れて入所を希望する避難者が来ることが予想されます。円滑に避難者とペットを受け入れ、他の避難者との間で生じるペットに関係した問題を最小限にするためには、平常時の備えと災害発生後の体制整備が必要です。

避難所を円滑に運営するために、避難所運営会議において、あらかじめ以下の内容を参考に対応をご検討ください。

「5 ペットとの避難のポイント ～避難所を中心に～」も併せて御参照ください。

※ 「避難所運営会議」とは・・・

平常時から避難所運営の役割を決め、災害時には避難所の円滑な運営をする組織です。

自主防災組織の代表者、学校施設管理者、PTA等で構成されています。

1 平常時対策

1 避難所内ルールの設定

多くの避難者が共同生活を送る避難所でのペットの受入れについては、ペットを飼育していない避難者と飼育している避難者の双方の理解が得られるように日頃から地域で話し合い、決めたことを地域住民に周知するなどの事前の準備が必要になります。

◎ 受け入れる動物種

－特定動物（危険な動物、ワニガメ等）や特別な管理が必要な動物など避難所での飼育が難しい動物は、飼い主が事前に受入れ先を用意する必要があります。

◎ 管理方法の規定

受け入れる条件として、飼育管理のルールなどを定めておきましょう。

－ペットの世話

－飼育場所等の清掃

2 飼育場所等の設定

ペットの飼育場所は人の居住場所と分ける、散歩場所やトイレ場所が人の動線と重ならないようにするなど、動物のアレルギーがある人などに配慮して、あらかじめ飼育場所等を想定しておきましょう。

－飼育場所・散歩場所・トイレ場所等

2 災害時対策

1 飼育場所等の設営・入所受付

あらかじめ設定していた場所に飼育場所を設営しましょう。

また、ペットと同行避難してきた飼い主の受け入れをし、ペットの入所状況を把握して、飼育場所と飼育ルールの説明をしましょう。

－ルールの説明と飼い主の同意を得る

2 入所状況・必要物資報告

ペットの入所状況と必要物資について、飼い主から情報収集を行い、区の災害本部へ報告しましょう。

－区災害対策本部への状況報告

3 管理方法などの指導

ペットに起因したトラブルが発生しないよう、飼い主が責任をもって避難所のルールに従って飼育管理を行うように指導しましょう。

－トイレの不始末や鳴き声の問題

－飼育場所以外の場所へのペットの連込み

5 避難所でペットと飼い主を受け入れる場合の対応について

円滑な避難所運営を実施するために、「3 飼い主がやるべきこと」及び「4 避難所の対応」について、飼い主や避難所運営会議においてポイントとなる具体的例等を示しました。

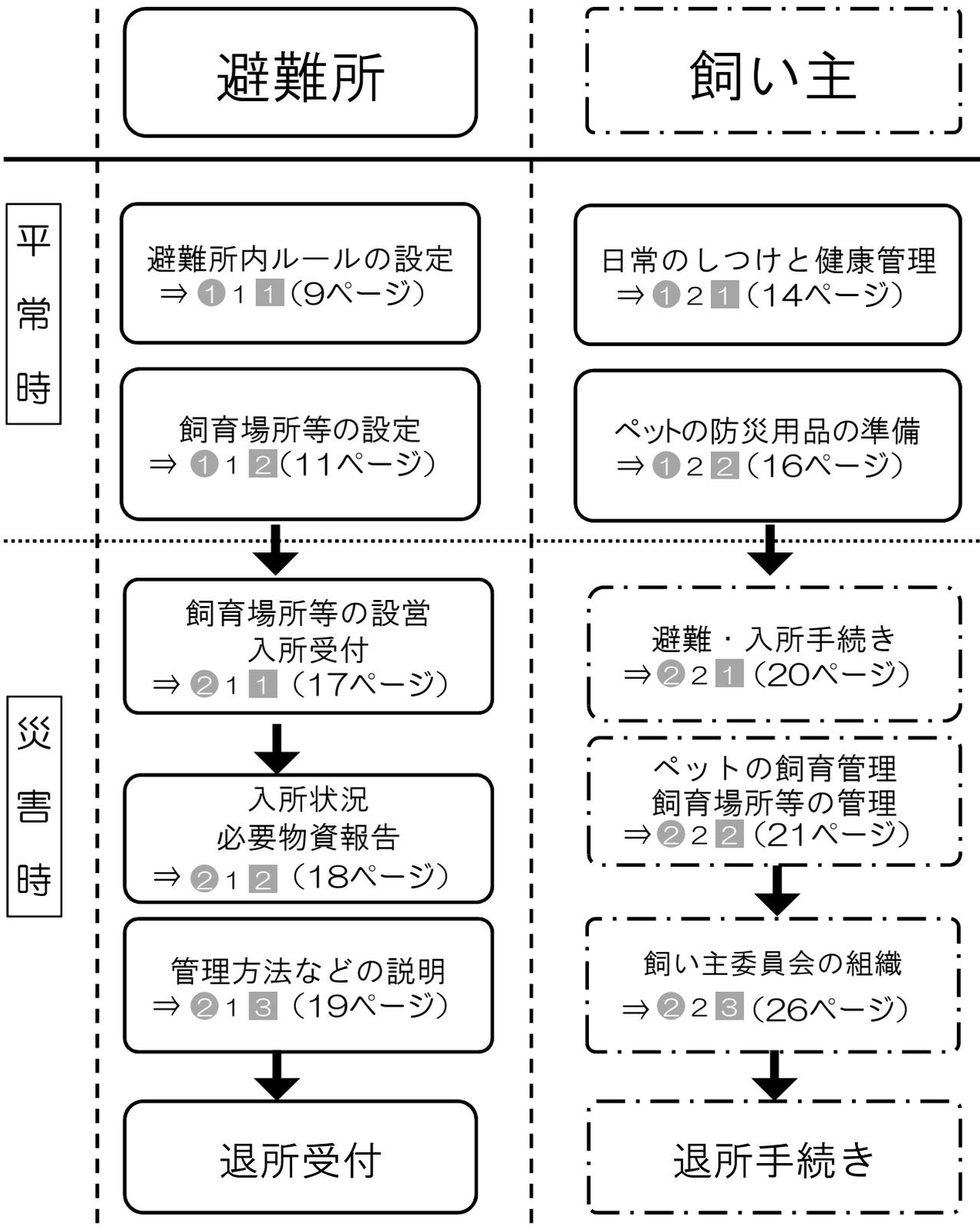
1 平常時

- 1 避難所
 - 1 避難所内ルールの設定 9
 - 2 飼育場所等の設定 11
- 2 飼い主
 - 1 日常のしつけと健康管理 14
 - 2 ペットの防災用品の準備 16

2 災害時

- 1 避難所
 - 1 飼育場所等の設営・入所受付 17
 - 2 入所状況・必要物資報告 18
 - 3 管理方法などの説明 19
- 2 飼い主
 - 1 避難・入所手続 20
 - 2 ペットの飼育管理・飼育場所等の管理 21
 - 3 飼い主委員会の組織 26

ペットへの対応(避難所を中心に想定)



1

平常時対策

1 避難所

1 避難所内ルールの設定

平常時から避難所運営会議において飼育ルールを協議しておきましょう。
また、ペットを飼育していない避難者にも理解が得られるよう、日頃から地域で話し合うなど、飼育ルールの地域住民への浸透を図ることで、無用なトラブル回避に努めましょう。

(1) 受け入れる動物種

受入れ対象とする動物種（犬、猫、小鳥等の小動物など）を想定しておきましょう。

原則として他人に危害を加えるおそれのある大型動物、危険動物等や特別な管理が必要な動物は受け入れることはできません。

(2) 管理方法の規定

ペットは飼い主が責任を持って管理することが原則です。飼育管理のルールを作成し、飼育者及び避難者への周知徹底を図りましょう。

■ ルールの内容

- ◎ 飼い主はペットが入れる場所を守る（放さない）
- ◎ 飼い主自身がペットを適正に飼育管理する
- ◎ 飼い主は飼育場所等の衛生管理に努める

以下は、避難所運営協議会が設定する飼育ルールの例です（様式集：様式1）。
避難所名や飼育場所等を記入して御活用ください。

_____避難所へのペットの入所にあたって
以下のルールを守って、ペットを飼育してください。

< 決められた場所で飼育する >

◎飼育場所：

ケージ内もしくは頑丈なものにリードでつないで飼育してください。

◎散歩場所：

リードを放すことは一切禁止です。

◎トイレ場所：

排泄物は飼い主が責任を持って始末してください。

他の場所へのペットの連れ込みは一切禁止です。

避難所内ではペットが苦手な方も生活しています。

迷惑にならないよう、ペットを飼育してください。

< 自分のペットの世話は自分で必ず行う >

◎避難所運営者はペットの世話は行いません。

飼い主が責任を持って、毎日世話を行ってください。

◎飼育場所等は清潔に保ってください。

餌が散らかって虫が発生することがあります。

置き餌をせずに餌は毎回片付けてください。

ペットに関するトラブルがひどいと、避難所全体の問題になってしまいます。

飼い主ひとりひとりが責任をもって飼育してください。

2 飼育場所等の設定

避難所内でペットが入れる場所を平常時から設定しておきましょう。

■ 飼育場所で気をつけたいこと

◎ 人の生活場所から離れた場所に設定する

鳴き声や臭いなどによるトラブルを避けるため、人の居住場所、炊事場や洗濯場所など生活範囲から離れた場所が望ましいでしょう。また、飼い主以外の人近づいて咬まれてしまうなどの事故を防ぐためにも、人の生活範囲から離して飼い主以外が立ち入らないようにすることも重要です。

遊具やフェンスなどの近くにすることで、ケージ内に入らないペットをつないでおくこともできます。

散歩中でないとトイレが出来ないペットもいるので、散歩やトイレの場所も指定しましょう。

また、飼い主参加のテント等で飼育する場合も、テントの設営は飼育エリア内を指定するとよいでしょう。

◎ 暑さや寒さの影響を受けにくい場所を選ぶ

ペットの飼育は夏の暑さ（直射日光や湿気）や冬の寒さ（冷たい風や雪）を避けることが出来る場所を選ぶ必要があるため、テントや倉庫などが飼育場所として用意できれば理想的です。それが難しい場合は、渡り廊下やピロティなど屋根がある場所を利用するかブルーシートで即席の屋根をつくるなどの方法が考えられます。

避難所での飼育場所等の設置の一例を示しましたので、それぞれの避難所で検討する際の御参考になさってください。

点線を境に左側と右側で人の生活範囲とペットの飼育場所等が区別されています。

ここまで人の生活範囲から離すことは難しいかもしれませんが、飼育場所等を離れた場所に指定し、極力区別することで、トラブルを未然に防ぐことができると考えられます。

